

安城市監査公表第 2 2 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 5 項の規定に基づき安城市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により次のように公表する。

令和 5 年 6 月 2 6 日

安城市監査委員 中 西 肇

安城市監査委員 法 福 洋 子

- 1 令和5年安城市監査公表第15号（公表日令和5年4月26日）関係分
- 2 措置の状況 保育課（令和5年4月27日現在の措置状況）

特に措置を講ずる必要があると認める事項
収入調定が収入金額決定後3か月を経過しても作成されていなかったため、チェック体制を強化し、再発防止に努められたい。
措 置 状 況
月単位で収入金額を取りまとめていることから、原則収入金額が確定する当月末を調定日とすることとし、事務マニュアルを修正した。また、上席者が毎月末までに前月の調定金額と当月の収入金額を財務会計システムにて突合する体制をとることで、調定書が確実に起票されていることを確認することとした。